



平成 24 年 12 月 27 日

各 位

会社名 住友金属鉱山株式会社  
代表者名 代表取締役社長 家守 伸正  
(コード番号:5713 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 広報IR部 高橋 雅史  
(TEL. 03-3436-7705)

会社名 日立電線株式会社  
代表者名 代表執行役執行役社長 高橋 秀明  
(コード番号:5812 東証・大証 1 部)  
問合せ先 ビジネスサポート本部  
人事総務部門総務部長  
木暮 正一  
(TEL. 03-6381-1050)

**リードフレーム事業及び伸銅事業の統合(会社分割(簡易吸収分割)による  
新会社への事業承継及び新会社株式の譲渡)に関する契約の一部変更について**

住友金属鉱山株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:家守伸正、以下、「住友金属鉱山」と)と日立電線株式会社(本社:東京都千代田区、代表執行役執行役社長:高橋秀明、以下、「日立電線」)は、平成 24 年 10 月 29 日付「リードフレーム事業及び伸銅事業の統合に関する契約の締結について(会社分割(簡易吸収分割)による新会社への事業承継及び新会社株式の譲渡)」で公表した内容の一部変更を本日開催された両社の取締役会において決議し、事業統合契約書の変更に関する合意書を締結いたしましたので、お知らせいたします。

変更事項は、会社分割及び株式譲渡の手法による日立電線の伸銅事業の合弁会社化(以下、「本伸銅事業統合」)の内容の一部です。なお、住友金属鉱山のリードフレーム事業と日立電線のリードフレーム事業の会社分割及び株式譲渡の手法による統合(以下、「本リードフレーム事業統合」)の内容については、平成 24 年 10 月 29 日に公表いたしました内容から変更ございません。

また、本リードフレーム事業統合及び本伸銅事業統合の準備行為として、日立電線商事株式会社(以下、「日立電線商事」)のリードフレーム事業及び伸銅事業の販売機能を日立電線に承継するために行う日立電線商事を分割会社、日立電線を承継会社とする会社分割(以下、「本日立電線商事分割」)についても、平成 24 年 10 月 29 日に公表した内容を一部変更いたしますので、併せてお知らせいたします。

## 1. 本伸銅事業統合に関する変更

## (1) 日程

## ①変更の内容

変更箇所は下線を付して表示しております。

## 【変更前】

吸収分割契約承認取締役会	<u>未定(日立電線、HS 伸銅)</u>
吸収分割契約書締結日	<u>未定(日立電線、HS 伸銅)</u>
吸収分割契約承認株主総会	<u>未定(HS 伸銅)</u>
分割の効力発生日	<u>平成 25 年 4 月 1 日(予定)</u>
株式譲渡日	<u>平成 25 年 4 月 1 日(予定)</u>

(注 1) 日立電線は、本伸銅事業統合に先立ち、同社の完全子会社として、伸銅事業の受皿会社(承継会社)となる HS 伸銅株式会社(仮称) (以下、「HS 伸銅」)を設立する予定です。時期は未定です。

(注 2) 分割会社である日立電線においては、会社法第 784 条 3 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

(注 3) 上記の日程はいずれも予定であり、本伸銅事業統合の手続(国内外における競争法関係当局に対する届出、許認可申請手続等を含みますが、これらに限りません。)の進行その他の事由により、上記の日程は変更される可能性があります。

## 【変更後】

吸収分割契約承認取締役会	<u>平成 24 年 12 月 27 日(日立電線)</u>
吸収分割契約承認取締役会	<u>平成 25 年 1 月 8 日(予定)(SH カッパープロダクツ)</u>
吸収分割契約書締結日	<u>平成 25 年 1 月 9 日(予定)(日立電線、SH カッパープロダクツ)</u>
吸収分割契約承認株主総会	<u>平成 25 年 1 月 10 日(予定)(SH カッパープロダクツ)</u>
分割の効力発生日	<u>平成 25 年 3 月 1 日(予定)</u>
株式譲渡日	<u>平成 25 年 4 月 1 日(予定)</u>

(注 1) 日立電線は、本伸銅事業統合に先立ち、同社の完全子会社として、伸銅事業の受皿会社(承継会社)となる 株式会社 SH カッパープロダクツ (以下、「SH カッパープロダクツ」)を設立する予定です。設立時期は平成 25 年 1 月 7 日を予定しております。

(注 2) SH カッパープロダクツは取締役会非設置会社であるため、吸収分割契約の承認に関して、取締役社長の決定(平成 25 年 1 月 8 日)をもって機関決定する予定です。

(注 3) 分割会社である日立電線においては、会社法第 784 条 3 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

(注 4) 上記の日程はいずれも予定であり、本伸銅事業統合の手続(国内外における競争法関係当局に対する届出、許認可申請手続等を含みますが、これらに限りません。)の進行その他の事由により、上記の日程は変更される可能性があります。

## ②変更の理由

本伸銅事業統合にかかる吸収分割の手続きを当初計画よりも前倒しすることで、各種諸手続きを早期に完了させ、合弁会社を円滑に立ち上げるため。

## (2)本伸銅事業統合にかかる吸収分割の当事会社(承継会社)の名称

### ①変更の内容

【変更前】 HS 伸銅株式会社(仮称)

【変更後】 株式会社 SH カッパープロダクツ(予定)

### ②変更の理由

総合伸銅メーカーとして国内外での事業拡大及び強化をめざし、グローバル市場を意識した名称にするため。

## 2. 本日立電線商事分割に関する変更

### (1) 日程

#### ①変更の内容

変更箇所は下線を付して表示しております。

#### 【変更前】

吸収分割契約承認取締役会 未定 (日立電線、日立電線商事)

吸収分割契約書締結日 未定 (日立電線、日立電線商事)

分割の効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日(予定)

(注)分割会社である日立電線商事においては、会社法第 784 条 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である日立電線においては、会社法第 796 条 3 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

#### 【変更後】

#### <リードフレーム事業>

吸収分割契約承認取締役会 未定 (日立電線、日立電線商事)

吸収分割契約書締結日 未定 (日立電線、日立電線商事)

分割の効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日(予定)

(注)分割会社である日立電線商事においては、会社法第 784 条 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である日立電線においては、会社法第 796 条 3 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

＜伸銅事業＞

吸収分割契約承認取締役会                      平成 24 年 12 月 27 日(日立電線、日立電線商事)

吸収分割契約書締結日                        平成 24 年 12 月 27 日(日立電線、日立電線商事)

分割の効力発生日                            平成 25 年 3 月 1 日(予定)

(注) 分割会社である日立電線商事においては、会社法第 784 条 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である日立電線においては、会社法第 796 条 3 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

②変更の理由

本日立電線商事分割のうち伸銅事業にかかる吸収分割の手続きを当初計画よりも前倒しすることで、各種諸手続きを早期に完了させ、合弁会社を円滑に立ち上げるため。

以 上